

平成20年第1回潟上市議会定例会会議録（1日目）

○開 会 平成20年2月28日 午前10:00

○散 会 午前11:34

○出席議員（20名）

1番 千田正英	2番 戸田俊樹	3番 児玉春雄
5番 澤井昭二郎	6番 藤原幸雄	7番 佐藤恵佐雄
8番 小林悟	9番 佐藤義久	10番 赤平末次郎
11番 藤原典男	12番 佐藤幸孝	13番 佐藤昇
14番 伊藤博	15番 伊藤栄悦	16番 菅原久和
17番 中川光博	19番 大谷貞廣	20番 西村武
21番 堀井克見	22番 藤原幸作	

○欠席議員（なし）

○説明のための出席者

市 長 石川光男	副 市 長 鑑 利 行
教 育 長 小林洋	総 務 部 長 肥田野耕二
会計管理者兼会計課長 門間鋼悦	産業建設部長 伊藤賢志
水道局長兼水道課長 澤井昭	教 育 次 長 山平東
市民生活部長 菅生一也	福祉保健部長 丸谷昇
選挙管理委員会事務局長・ 監査委員事務局長 中泉作右衛門	総 務 課 長 鈴木公悦
市長公室長 鈴木司	財 政 課 長 幸村公明
税 務 課 長 伊藤正	産 業 課 長 山口義光
建 設 課 長 鈴木利美	総務学事課長 櫻庭新悦
幼児教育課長 伊藤清孝	生涯学習課長 瀬下三男
市民課長 兼飯田川総合窓口センター長 宮田隆悦	社会福祉課長 児玉俊幸
健 康 課 長 小林健一	収 納 課 長 菅原龍太郎
追分出張所長 鈴木久雄	農業委員会事務局長 田仲茂隆

下水道課長	藤原貞雄	都市整備課長	佐々木博信
国体事務局長	菅原徳志	スポーツ振興課長	根一
生活環境課長	鈴木鋼生	高齢福祉課長	伊藤律子
昭和総合窓口センター長	川上秀佐男	天王総合窓口センター長	三浦喜博
追分地区児童館長	櫻庭久俊		

○議会事務局職員出席者

議会事務局長	門間裕一	議会事務局次長	伊藤正吉
--------	------	---------	------

平成20年第1回潟上市議会定例会日程表（第1号）

平成20年2月28日（1日目）午前10時開議

会議並びに議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告（議長、議会運営委員長）
- 日程第 4 行政報告（市長施政方針説明）
- 日程第 5 議案第 4号 潟上市名誉市民条例（案）について
- 日程第 6 議案第 5号 潟上市表彰条例（案）について
- 日程第 7 議案第 6号 潟上市後期高齢者医療に関する条例（案）について
- 日程第 8 議案第 7号 潟上市個人情報保護条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第 9 議案第 8号 潟上市公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第10 議案第 9号 潟上市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第11 議案第10号 潟上市手数料条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第12 議案第11号 潟上市昭和デイサービスセンター設置条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第13 議案第12号 潟上市国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第14 議案第13号 潟上市介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第15 議案第14号 潟上市中小企業振興融資あっせんに関する条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第16 議案第15号 平成19年度潟上市一般会計補正予算（第11号）（案）について

- 日程第 17 議案第 16 号 平成 19 年度潟上市国民健康保険事業特別会計補正予算  
(第 4 号) (案) について
- 日程第 18 議案第 17 号 平成 19 年度潟上市老人保健事業特別会計補正予算 (第 3  
号) (案) について
- 日程第 19 議案第 18 号 平成 19 年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算 (第 4  
号) (案) について
- 日程第 20 議案第 19 号 平成 19 年度潟上市農業集落排水事業特別会計補正予算  
(第 3 号) (案) について
- 日程第 21 議案第 20 号 平成 19 年度潟上市下水道事業特別会計補正予算 (第 3  
号) (案) について
- 日程第 22 議案第 21 号 平成 19 年度潟上市豊川財産区特別会計補正予算 (第 1  
号) (案) について
- 日程第 23 議案第 22 号 平成 19 年度潟上市下虻川財産区特別会計補正予算 (第 1  
号) (案) について
- 日程第 24 議案第 23 号 平成 19 年度潟上市和田妹川財産区特別会計補正予算 (第  
1 号) (案) について
- 日程第 25 議案第 24 号 平成 19 年度潟上市飯塚財産区特別会計補正予算 (第 1  
号) (案) について
- 日程第 26 議案第 25 号 平成 19 年度潟上市水道事業会計補正予算 (第 5 号)  
(案) について
- 日程第 27 議案第 26 号 平成 20 年度潟上市農業集落排水事業特別会計への繰り入  
れについて
- 日程第 28 議案第 27 号 平成 20 年度潟上市下水道事業特別会計への繰り入れにつ  
いて
- 日程第 29 議案第 28 号 平成 20 年度潟上市合併処理浄化槽事業特別会計への繰り  
入れについて
- 日程第 30 議案第 29 号 平成 20 年度潟上市一般会計予算 (案) について
- 日程第 31 議案第 30 号 平成 20 年度潟上市国民健康保険事業特別会計予算 (案)  
について
- 日程第 32 議案第 31 号 平成 20 年度潟上市老人保健特別会計予算 (案) について

- 日程第 3 3 議案第 3 2 号 平成 2 0 年度潟上市後期高齢者医療医療特別会計予算  
(案) について
- 日程第 3 4 議案第 3 3 号 平成 2 0 年度潟上市介護保険事業特別会計予算 (案) につ  
いて
- 日程第 3 5 議案第 3 4 号 平成 2 0 年度潟上市有線放送事業特別会計予算 (案) につ  
いて
- 日程第 3 6 議案第 3 5 号 平成 2 0 年度潟上市農業集落排水事業特別会計予算 (案)  
について
- 日程第 3 7 議案第 3 6 号 平成 2 0 年度潟上市下水道事業特別会計予算 (案) につ  
いて
- 日程第 3 8 議案第 3 7 号 平成 2 0 年度潟上市合併処理浄化槽事業特別会計予算  
(案) について
- 日程第 3 9 議案第 3 8 号 平成 2 0 年度潟上市豊川財産区特別会計予算 (案) につ  
いて
- 日程第 4 0 議案第 3 9 号 平成 2 0 年度潟上市下虻川財産区特別会計予算 (案) につ  
いて
- 日程第 4 1 議案第 4 0 号 平成 2 0 年度潟上市和田妹川財産区特別会計予算 (案) に  
ついて
- 日程第 4 2 議案第 4 1 号 平成 2 0 年度潟上市飯塚財産区特別会計予算 (案) につ  
いて
- 日程第 4 3 議案第 4 2 号 平成 2 0 年度潟上市土地取得事業特別会計予算 (案) につ  
いて
- 日程第 4 4 議案第 4 3 号 平成 2 0 年度潟上市水道事業会計予算 (案) について
- 日程第 4 5 同意第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第 4 6 陳情第 1 号 特別支援教育支援員の配置に関する陳情書
- 日程第 4 7 陳情第 2 号 地域別最低賃金の引き上げと最低賃金制度の改正を求める  
陳情
- 日程第 4 8 陳情第 3 号 後期高齢者医療制度に対する政府・厚生労働省への意見書  
の提出を要請する陳情書

日程第 4 9 陳情第 4 号 後期高齢者医療制度に対する広域連合への意見書の提出を  
要請する陳情書

午前10時00分 開会

○議長（藤原幸作） おはようございます。

ただいまの出席議員は20名であります。

定足数に達しておりますので、これより平成20年第1回潟上市議会定例会を開会致します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

**【日程第1、会議録署名議員の指名】**

○議長（藤原幸作） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において10番赤平末次郎議員および11番藤原典男議員を指名致します。

**【日程第2、会期の決定】**

○議長（藤原幸作） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮り致します。本定例会の会期は去る2月26日、議会運営委員会において審査の結果、本日28日から3月13日までの15日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 異議なしと認めます。よって、会期は本日から3月13日までの15日間と決定しました。

**【日程第3、諸般の報告】**

○議長（藤原幸作） 日程第3、諸般の報告に入ります。

議長の報告事項は、お手元に配付してあるとおりであり、朗読、説明は省略します。

次に、議会運営委員長からの報告を行います。15番伊藤議会運営委員長。

**【議会運営委員会の報告】**

○議会運営委員長（伊藤栄悦） おはようございます。

このたびの議会常任委員会委員の選任によりまして議会運営を担うことになりました。潟上市民の信託を受けた議員で構成される議会が、市民の期待に十分こたえられるよう正常な議会運営の実現に向け努めてまいり所存でございます。議員諸君の良識あるご判断と執行当局のご協力、宜しくお願い申し上げます。

それでは、議会運営委員会の報告を致します。

議会運営委員会は、2月18日、2月26日に委員、正副議長、当局からの説明員として副市長、総務部長の出席のもとに開催しております。

本定例会の運営について、報告致します。

議案審議について申し上げます。

議会運営委員会において当局より提案理由の概要説明を受けた結果、議案第4号から第14号の条例案、議案第15号から25号の補正予算案、議案第26号から28号の各特別会計への繰入れ、議案第29号から43号の当初予算案については所管委員会へ付託、同意第1号については本会議にてという区分で行うことと致します。

請願・陳情については、お手元に配付の請願・陳情一覧表のとおり各所管の常任委員会へ付託することと致します。

なお、皆様のお手元に配付しておりますが、全国市議会議長会より「道路特定財源の暫定税率及び関連法案の年度内成立を求める意見書決議の採択」等についての要請がきております。この件につきましては、産業建設委員会で検討いただくことと致します。

一般質問について申し上げます。

一般質問については、5名の通告者がありました。抽選の結果、3月4日、火曜日の1番めに11番藤原典男議員、2番めに17番中川光博議員、3番めに9番佐藤義久議員、4番めに7番佐藤恵佐雄議員、5番めに19番大谷貞廣議員となりましたので、宜しくお願い致します。

総括質疑の実施について申し上げます。

総括質疑の実施については、議会運営委員会、会派代表者会議の協議を経て議員各位にご連絡しておりますが、本3月定例会より実施致します。日程は3月5日、水曜日としております。既に通知しておりますが、通告書の提出期限は3月3日、月曜日の正午としておりますので宜しくお願い致します。

以上、議会運営委員会の報告と致します。

○議長（藤原幸作） これで議会運営委員長からの報告を終わります。

これで諸般の報告を終わります。

#### 【日程第4、市長施政方針】

○議長（藤原幸作） 日程第4、市長より施政方針説明の申し出があります。これを許します。市長。

○市長（石川光男） 皆さん、おはようございます。そして傍聴者の皆さんも大変ご苦労



さまでした。

平成20年第1回潟上市議会定例会の開会に当たり、市政への所信と平成20年度予算編成の概要を申し述べ、議員各位ならびに市民の皆様に一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

さて、昨今の社会経済情勢は、首都圏等を中心に景気回復を続けているものの本市を取り巻く地方経済は、依然として景気回復を実感できない状況にあります。加えて日本経済の抱え込んだ地域格差という構造的な不安要因や原油価格の高騰などの懸念材料を抱えております。

一方、地方分権に向けた三位一体改革は、地方の裁量度を高め、自主的なまちづくりを進めることを基本理念としておりますが、地方交付税の縮小が地方財政に大打撃を与えている現状にあるなど、地方分権のさらなる推進とその実効性を確保するために、より地域の主体性を尊重した規制緩和と権限移譲、地方財源の充実などの強化が必要であります。

本市総合発展計画は、市民の目線に立ち、対話と協調を大切にしながら、すべての市民が心豊かに暮らしていくために「市民による市民のためのまちづくり」を基本理念としております。その将来像は、「一人ひとりが輝く人と環境に優しい田園都市」であり、本計画に掲げる市民の「安全」「安心」「安定」を基本としたまちづくりに誠心誠意取り組んでまいります。

〈当面する行政課題への取り組み〉

#### 1. 新たな都市計画の策定について

ゆとりある居住環境の創造を目指し、田園と都市との調和のとれた魅力ある都市空間・都市景観を形成するため「潟上市都市計画マスタープラン」の策定に向けて協議・検討を進めてまいります。

平成20年度は、都市計画基本方針案や素案に基づいて、議会をはじめ市民の皆様への説明会等を開催し、意見・要望をいただくこととしております。また、国や県、秋田市等と折衝や協議を行い、本市の魅力あるまちづくりの実現に向けて精力的に取り組んでまいります。

#### 2. 企業誘致について

昭和工業団地などに企業誘致を積極的に進めてまいります。

現在、昭和工業団地には合併後に3社が新規進出し、9社が操業しております。県の

誘致企業室に派遣している職員は、平成20年度から2年間にわたり県の東京事務所勤務に移り、ネットワークの構築に努め、雇用拡大のための企業誘致に取り組みます。まさに「企業誘致は人脈にあり」と心しております。

### 3. 観光振興について

全国に奇祭と知られる東湖八坂神社祭典や天王グリーンランドまつり、八郎まつり、飯田川鷺舞まつりなどを広域的な観点からPRに努めていくことが大事であります。

天王グリーンランド内施設の効率活用と「天王温泉くらら」との連携や、昭和の「ブルーメッセあきた」等との有機的な連携による集客アップが課題となっております。鞍掛沼公園活性化検討委員会からの提言を受けて内容を精査検討し、本市の観光振興と活性化につなげてまいります。

### 4. 男女共同参画社会の実現について

本市は、県内市町村に先駆けて「潟上市男女共同参画推進条例」を制定し、男女共同参画都市を宣言致しました。昨年12月、男女共同参画都市宣言1周年を記念したまちづくりシンポジウムでは、それぞれの団体・個人が連携し、情報交換(ネットワーク)を積極的に進めることで地域の力が出てくると結びました。働く場や家庭、地域における男女共同参画を推進するため、計画の実効性をより高めてまいります。

### 5. 各種検討委員会について

民間からなる各種検討委員会では、昨年中に学校教育環境適正化検討委員会と天洋跡地利用検討委員会から答申・報告がありました。

平成20年度以降、内容を精査検討し、あるべき方向性と具体化のための道筋をつけてまいりたいと考えております。また、庁舎建設検討委員会につきましては、この後も引き続き協議検討をしていただくこととしております。

なお、お手元に学校教育環境のあり方に関する報告書の写しを配付しております。

### 6. 消防組織等の統合について

市町村の消防広域化については、県において平成19年12月27日に第2回秋田県消防広域化推進懇談会を開催し、県内を7ブロックに再編する案を明らかに致しました。この再編案に基づき、男鹿地区消防一部事務組合消防本部、湖東地区行政一部事務組合消防本部、五城目町消防本部の3組織を統一的な指揮と効果的な運用を図るため、平成20年度の統合に向けて具体的な作業を進めてまいります。

### 7. 行政改革の推進について

地方分権社会に対応した行政改革を推進致します。行政改革大綱に基づき、平成20年度は指定管理者制度の活用を含む民間委託の推進、公共施設管理運営の見直し、行政評価制度の本格的実施など積極的な見直しを進めてまいります。

また、平成20年度には、市の単独補助金の適正なあり方などを審査・検討していただく第三者機関として「補助金等審査委員会」（仮称）を設置する考えであります。

簡素で効率的な行政運営の確立と、多様化する行政需要に柔軟かつ適切に対応できる財政基盤の確立に努めてまいります。

〈平成20年度予算編成について〉

国の平成20年度予算は、歳出改革を軌道に乗せる上で極めて重要な予算であり、歳出全般にわたって、これまで行ってきた歳出改革の努力を決して緩めることなく、国・地方を通じ、最大限の削減を行うとともに、若者があすに希望を持ち、お年寄りが安心できる「希望と安心」の国の実現のため、予算の重点化・効率化を図ることとしております。

一方、平成20年度地方財政計画の規模は、前年度比2,600億円、0.3%の増で7年ぶりにプラスに転じたものの、地方税の偏在是正で生じた財源を活用した「地方再生対策費」4,000億円を除くと前年度比1,400億円、0.2%の減となり、地方歳出の抑制基調を堅持したものとなっております。

本市にあっては、市税が若干伸びたものの社会保障関係経費の増などにより、歳出の徹底した抑制に努めても極めて厳しい状況となっておりますが、平成20年度予算は限りある財源の重点化を図りながら、市民の安全安心を重視した施策や市民生活に密着した地域要望に配慮するメリハリのある予算化に努力致しました。その結果、投資的経費は前年度比で約9,500万円弱、29%の増となっております。

これらを踏まえた平成20年度一般会計予算（案）の概要について申し上げます。

予算総額は、歳入歳出それぞれ116億7,300万円の前年度当初予算との比較では6,500万円、約0.6%の減となっております。

減少した主な要因としては、国体が終了したことや人件費・公債費等が減少したことが挙げられますが、財源との調整を図りつつ歳出全般にわたり一層の抑制に努めたことによるものであります。

歳入予算の主な特徴として、前年度比では、市税で6,022万8,000円、2.3%の増、地方交付税で9,780万円、1.8%の増を見込んだほか、繰越金を1億4,000万円、70%の減

で見込んでおります。これは、全国的に災害が多かったことで特別交付税の上積みが見込めないことや前年度のように除雪費などの大きな不用額が見込めないためであります。また、全体の財源不足を補てんするため基金繰入金 2 億 9,165 万 9,000 円を計上しております。

歳出の主なものと致しましては、市民生活に密接にかかわる生活道路や排水路の改修整備事業費や安全安心の教育環境づくりの一環として、小・中学校の全校に A E D（自動体外式除細動器）および保健室にエアコンなどを設置する予算を計上しております。

また、安心して子育てができるよう支援していくため、天王保健センター内に潟上市としては 2 か所めとなる地域子育て支援センターを設置する経費のほか、保育環境の充実の一環として人材確保を図るために臨時保育士の賃金単価を引き上げる予算を計上しております。

次に、特別会計および企業会計の概要を申し上げます。

特別会計・企業会計の 14 会計で、予算総額は 94 億 9,741 万 7,000 円であります。平成 20 年 4 月、老人保健医療制度から後期高齢者医療制度へ移行することにより、新たに「後期高齢者医療特別会計」を設置しております。

なお、社会保障関係の 4 特別会計予算総額は 64 億 6,429 万 2,000 円となっております。

下水道関係の 3 特別会計予算総額は 19 億 9,897 万 8,000 円で、平成 20 年度より天王兎玉地区に着手するなど、引き続き管路整備を実施し、水洗化の普及促進に努めるものであります。

水道事業会計は、収益的支出 5 億 4,310 万円、資本的支出 4 億 3,169 万 5,000 円で、安全で良質な水の安定供給に努めるものであります。

#### 平成 20 年度の主要施策

次に、平成 20 年度の主要施策について、本市総合発展計画基本構想の柱ごとに概要を申し述べます。

##### 1. 水と緑に囲まれた快適環境のまちづくり

###### 【環境衛生について】

豊かな環境の保全是、行政に課せられた大きな使命であります。生活環境や自然環境の保全是図りながら、将来にわたって市民の健康で文化的な生活の確保を目的として定めた「環境保全条例」を指針として環境保全の推進に努めてまいります。

本市は、県のほぼ中央の沿岸部にあって、八郎湖に隣接する肥沃な穀倉地帯でありま

す。八郎湖はかつて、汽水域を含むきれいな水をたたえた大きな潟で、漁業資源の豊かなところでありました。しかし近年は汚濁が進み、近隣の市町村はもとより、秋田県民の大きな懸念事項でありましたが、昨年12月11日に多くの方々の支援を得て、待望の「指定湖沼」として指定されました。今後は、より豊かな水資源として後世に引き継ぐことが大切であり、周辺市町村と連携して官民一体となった保全活動を進めてまいります。

また、地球温暖化については、身近な問題としてとらえなければなりません。市民、事業者、行政等、地域が一体となって温暖化防止対策を講じることが肝要であります。現在、事業所単位で温暖化防止対策を進めておりますが、市民の方々にも啓蒙を図ってまいりたいと考えています。また、廃棄物の減量化をより推進し、廃棄物の適切な収集・運搬・処理が行われるよう、収集体制の充実を図り、環境への負荷が少ない循環型社会の構築を目指してまいります。

次に、昭和衛生センター（し尿処理）の今後のあり方についてであります。潟上市全域を男鹿地区衛生処理一部事務組合に加入すべく、昨年12月の全員協議会でご協議いただきましたが、今後さらに精査検討した上で議会と協議を重ね平成20年度中に方向づけを致したいと考えております。

#### 【防災対策の強化】

災害に強い安全なまちづくりには、消防・防災体制の整備が必要不可欠であります。

秋田県消防広域化推進計画（案）において、本市は男鹿地区消防一部事務組合消防本部、湖東地区行政一部事務組合消防本部、五城目町消防本部を統合し、人口約9万9,300人、面積約788k㎡を管轄する消防本部の構成市として位置づけられております。

県の再編案を受けて、1月11日に「男鹿市・潟上市・南秋田郡消防広域化協議会」を設置し、平成20年度の統合に向けて協議を進め、早急に調整を図ることとしております。

なお、統合方式は一部事務組合方式とし、名称、事務所の位置、議員の定数、経費の支弁方法等については、議会と協議していくこととしております。

また、平成20年度においては、石油貯蔵施設立地対策等交付金事業で、老朽化が著しい天王支部第3分団（江川）の消防器具庫を移転・建築する計画であります。

消防水利の確保については、消防水利設置基準に基づき、消防本部、各分団と協議の上、年次計画のもとに防火水槽を設置して参りましたが、平成20年度には迫分西地区に1基設置する計画であります。

## 2. 人に優しい安らぎのある住環境のまちづくり

### 【道路整備】

道路は、地域経済の根幹であり、福祉、医療と同様に日常生活には欠くことのできない最も基本的な社会基盤であります。

また、豪雨・豪雪などの自然災害対策の観点からも既設道路の維持、改修など道路管理の重要性は高いものとなっております。

平成20年度は、安全な道路環境実現のため、市民に身近な生活道路や道路雨水処理などの整備に努めるとともに、新たに上江川二田線踏切の拡幅、広域秋田五城目線（広域農道）の法面改修事業に着手致します。

継続事業であります大清水跨線橋架け替え事業も引き続き実施してまいります。

### 【市営住宅について】

本市の住宅政策は、これまで住宅に困窮する低所得者のために、昭和48年から平成10年にわたり市営住宅の建設を行ってまいりましたが、近年住宅の老朽化から住環境が低下し、維持補修費が年々増嵩する傾向にあります。また、社会の変化に伴い、市営住宅に対する要望も多様化しており、高齢者、障害者への対応や利便性を考慮した住宅供給など、新たな施策の展開が必要となっております。

このことから市営住宅の現状、需要等を調査し、今後の住宅政策の指針となる「住生活基本計画」の策定に着手致します。

### 【公園の整備】

公園緑地は、快適な住環境の創造やスポーツ、レクリエーションの場、また災害時における避難の場として欠かすことのできない施設であります。利用者のニーズに対応し、既設公園の再整備や歴史的・文化的な資産として次世代に引き継ぐため、魅力ある公園の整備、維持管理に努めてまいります。特に年間40万人以上の利用者のある鞍掛沼公園は、整備してから17年が経過し、利用者のニーズに対応できない箇所も見受けられるようになったことから、鞍掛沼公園活性化検討委員会において、これまで8回の審議を通して整備や運営に関し検討を行ってまいりました。平成20年度は同検討委員会の提言を踏まえて、鞍掛沼公園の再生計画の策定に着手致します。

### 【下水道の整備】

平成19年度末において、市の下水道普及率は約83%、加入率は約80%となる見込みであります。本市の下水道整備については、市民の良好な生活環境を維持していく上で欠

くことのできないものであります。公共下水道・農業集落排水・合併処理浄化槽事業で整備された各施設の適正な維持管理、供用区域の加入促進と併せて、平成20年度も引き続き計画的に進めてまいります。

また、今後の整備計画および老朽化による施設更新事業については、平成20年度県事業で「秋田県生活排水処理整備構想」が見直されることから、本市を含め関係市町村も同様に費用対効果、整備手法の比較等、より効率的な整備に向け、計画構想を再検討する必要があります。

農業集落排水事業で建設された処理場等の更新についても古い施設から順に更新の計画が必要となってまいります。他事業への切替や接続、統廃合等も含めて検討してまいります。

なお、合併処理浄化槽事業については4年めになりますが、申込者の減少により事業の実施要件を満たしていないことから、平成20年度の当初予算での事業費計上を見送っております。

なお今後、申込状況が好転した場合は補正予算での対応を検討致します。

#### 【上水道の整備】

上水道の安定供給については、既存施設の適正な維持管理に努めるとともに、水質の安全確保を引き続き図ってまいります。

主な事業と致しましては、各浄水場の設備の更新・改修工事のほか、一向浄水場の緊急時に対応するための一向・二田連絡管布設工事、下水道工事と連携した天王児玉地区および昭和野村地区水道管布設工事を実施する予定であります。

また、本市の将来的な水道事業のあり方については、新たな整備方針を示した基本計画をもとに、議会はじめ関係機関と協議を重ねながら今後の具体的な手続きを進めてまいります。

### 3. 健やかで安心して暮らせる健康と福祉のまちづくり

#### 【自殺予防対策について】

潟上市の人口10万人当たりの自殺率は、県内で8番めに位置しております。平成20年2月には、千人規模の市民からなる自殺予防のための「心の健康づくり集会」を開催し、かけがえのない命を守るために家庭や地域、職場でできることなどについて、ともに考える機会と致しました。また、時期を同じくして市民を中心とする民間組織「潟上市自殺予防推進連絡会」（通称ハッピーネット）が設立され、行政および各団体と連携をと

りながら自殺予防を進めていくという方針が確認されました。

今後の活動を進めていく中で大変心強く、より一層、こうした各種団体、関係機関と連携をとりながら自殺予防に積極的に取り組んでまいります。

#### 【健康づくりの推進】

市民の主体的な健康づくりを支援していくに当たり、現在策定中であります健康かたがみ21計画の完成に向けて取り組んでまいります。

また、医療法の改正により、検診や健康教育等の保健事業は、平成20年度から医療保険者が行う事業と、市町村が行う事業に区分されますが、市民の皆様には混乱を与えないように進めてまいります。このほかに、C型肝炎、はしかなどの感染症対策にも万全を期してまいります。

#### 【社会保障制度の充実】

75歳以上の方々を対象とした老人保健制度につきましては、4月から「後期高齢者医療制度」に移行されます。この制度は、秋田県後期高齢者医療広域連合が事業主体となり被保険者の認定や保険料の決定、給付の決定など制度の運営全般を行い、市町村は保険料の期間割や徴収、各種申請・届出の受付、保険証の引き渡し等を行うこととなっております。

高齢者に対する適切な医療の給付等ができるよう、広域連合と連携しながら事業を進めてまいります。

#### 【中国残留邦人に対する新たな支援策】

長年中国などの異文化の中で生活し、日本に永住帰国した中国残留邦人の方々の定着自立に当たっては、言語、生活習慣、就労等の面でさまざまな困難に直面しております。

そこで、帰国者世帯に対し、厚生労働省をはじめとする関係機関が緊密な連携を図りながら、きめ細かな援護施策を講じてきておりますが、このたび、中国残留邦人の方々の老後の生活の安定を図るため、「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律」の施行に伴い、一定基準に満たない収入の方々に老齢基礎年金を補完する生活支援給付金にかかわる経費を予算計上しております。

#### 【高齢者福祉の充実】

今後さらに高齢化の進展が見込まれる中で高齢者を取り巻く社会環境の変化などにより、その対策が重要な課題となっております。



このため、平成20年度は地域包括支援センターを中核とし、一般高齢者を対象とした介護予防事業や要介護状態になる可能性の高い方々を対象に特定高齢者施策として、運動機能の向上や閉じこもり対策等の事業を実施致します。要介護、要支援状態を防止することに重点をおいて、高齢者の方が住み慣れた地域や家庭で自立した生活が送れますよう、包括的な支援の充実に努めてまいります。

また『潟上市高齢者虐待防止ネットワーク会議』を設置し、高齢者虐待の防止に対する支援を適切に実施するための連携協力体制の強化に努めてまいります。

平成20年度は平成18年度に策定した第3期老人保健福祉計画および介護保険事業計画の最終年度となりますので、地域に密着した介護サービス提供体制の確立や各種保健福祉サービス、健康・生きがづくりなどを計画的に推進してまいります。

また、平成20年度中に次期計画を策定する必要があることから、市民代表、学識経験者および介護サービスに関する事業従事者からなる民間委員で計画策定を進めてまいります。

#### 4. 活力と創意工夫で豊かに暮らせる産業のまちづくり

##### 【農業の振興】

農業施策については、平成19年度から導入された国の農政改革三対策のひとつ「品目横断的経営安定対策」が2年めを迎え、制度を正しく理解していただくために「水田経営所得安定対策」と用語名を変えて対策の推進を図ることとしております。

昨年は本対策の加入手続き等のため、農家・農業者団体は多くの時間を費やし加入促進に取り組みましたが、平成20年度からはこの要件の一部が緩和され、意欲のある農業者に新たな門戸が開かれております。しかし、本対策が1年も経過していない状況下での要件緩和と、さらに国の平成19年度補正予算による「地域水田農業活性化緊急対策」が急ぎょ執行されることから、農政課題はさらに複雑に推移しております。本市と致しましても今後も確実な情報をもとに関係団体と連携をとりながら、現場が混乱を来さないよう農業政策の浸透を図り、農業の振興に努めてまいります。

平成20年産米の生産数量目標の配分に当たっては、国・県の情報をもとに各地域水田農業推進協議会から認定生産調整方針作成者たる農協・集荷業者に数量を提示しております。

本市への平成20年度産米の配分は、消費の減少などを背景に生産数量目標面積の減少率は5.5%と、この地域においては五城目町・井川町の7.6%、秋田市の6.9%、男鹿市

の6.5%に次ぐ配分となり、生産数量目標は1万1,656トン（19万4,266俵）が割り当てられております。

一方、生産調整率（転作率）は昨年より5%増の35.9%で、1,116.4ヘクタールとなっております。

このような中で、確実な生産調整の取り組みを支援する産地づくり交付金については、稲作構造改革促進交付金を産地づくり交付金に取り込み、実効性のある生産調整による担い手の支援に努めることとしております。

また、県事業の「目指せ“元気な担い手”農業夢プラン応援事業」は、認定農業者および集落営農組織等が規模拡大や複合化に向けて施設機材等の導入に当たり、県が3分の1を補助するものであります。平成19年度は品目横断的経営安定対策に加入した組織等が経営戦略の一環として、大豆管理機の導入や和梨の改植など図っていることから、県および関係農協と協調して支援を行うものであります。

平成20年度も2件の事業が計画されておりますが、最終的な件数および事業費が確定次第、支援を継続してまいります。

このほか、コメ・大豆等に花きや野菜などの戦略作物を加え、安定した複合経営を推進するため、2つの農協で組織されている花き部会組織を横断する「潟上市花き生産者協議会」（仮称）の発足を関係者とともに進めております。

農薬使用を規定するポジティブリスト制度の導入や原油価格の高騰など山積する諸問題に対し、農家間の連携を強固にして多様な農業生産を推し進めようとする取り組みを支援してまいります。

次に農地・水・環境保全向上対策については、平成20年度も地域振興対策として、市内の4地域280.1ヘクタールで取組むこととしております。農業の持つ多面的機能等の維持による環境保全活動を引き続き支援してまいります。

また、平成21年度の事業採択を目指している（天王）天塩地区経営体育成基盤整備事業につきましては、県が事業主体の土地改良事業調査と市による経営体育成促進換地等調整事業を実施する計画であります。このほか、環境整備の一環として天王中分水地区の集排25号の浚渫と飯田川飯塚（飯塚下）地区と下虻川（釈迦前）地区の排水路整備工事を計画しております。

農業関連施設の維持については、野村多目的研修センターの屋根のふき替え工事と竜毛交流情報拠点敷地の土留工事を計画しております。

### 【林業の振興】

林業振興においては、松くい虫対策として国・県補助の特別伐倒駆除と市単独による事業を組み合わせ、天王地区を中心に被害の予防・駆除と松林の景観保全対策を引き続き実施してまいります。

また、平成20年は「第59回全国植樹祭」が北秋田市「県立北欧の杜公園」で開催されます。本市からも森林各団体をはじめ自治会・婦人会など地域活動の中心団体やあすを担う児童生徒が参加致します。この機会に市内の緑を守り育てる気運を醸成してまいります。

### 【水産業の振興】

水産業振興については、水産資源の確保・増大を図るため、海面漁業のクルマエビ・ガザミ種苗放流事業と内水面のワカサギ卵放流事業を支援してまいります。

### 【商工業の振興】

商工業の振興については、平成20年4月1日に「潟上市商工会」が誕生致します。潟上市が誕生してから、さらなる商工業の振興と効率的な運営・活動の充実を図ることを目指した2度めの合併であり、市と致しましても厳しい商工業を取り巻く環境の中、商工会活動の基本となる経営改善普及事業と地域総合振興事業を主体とした支援を継続してまいります。

また、これまで市が預託し、運用されてまいりました中小企業振興融資あっせん制度に小口零細企業融資保証制度を新設することにより、融資枠の拡大と保証協会の100%保証が可能となります。なお、かかる条例改正（案）を本定例会に提出しております。

### 【観光の振興】

観光振興については、開業10年めを迎えた「天王温泉くらら」の湯量の回復を図るため源泉の浚渫と高圧水による揚湯管の洗浄工事を平成19年度に実施し、開業当時の湯量に近い成果を得ております。また、ブルーメッセあきた関連施設のグラウンドゴルフ場は、一部に湧水による芝生の植生不良が見られ、暗渠の埋設による改修工事を計画しております。観光イベントの「飯田川鷺舞まつり」「八郎まつり」「天王グリーンランドまつり」はこれまでどおり8月に開催する予定であります。

## 5. 生涯学び創造性を育む教育と文化のまちづくり

### 【生涯学習の推進】

生涯学習推進体制の整備について申し上げます。

現在策定中の『潟上市生涯学習推進計画』の方向性を見定め、より一層の生涯学習社会を構築するため、市民一人一人の生涯学習への取り組みを進めてまいります。

公民館においては、市民と行政の協働による地域づくりを行う機能としての運営に努め、地域の分館、児童館等の施設については、市民の学習の場として利活用を促進するため、施設の整備を図ってまいります。

放課後児童健全育成事業については、子供たちの安全で健やかな居場所づくりを推進するため、施設設備の改善や指導者の充実を図るとともに、学校との連携をより一層強化しながら保育内容の充実に努めてまいります。

家庭教育においては、各公民館で実施している家庭教育学級の充実に努め、より家庭の教育力の向上を図るために学校教育と連携し、進めてまいります。

文化行政については、芸術文化を楽しむ機会を増やし、市民の芸術文化への関心を高め、その魅力を多くの市民に知っていただくため、文化祭や音楽祭等を計画しております。

また、文化財保護については、市内に点在する未指定となっている文化財の中で、特に重要なものについては指定文化財として保護に努めてまいります。

#### 【子育て支援・幼児教育の推進】

「子育ての社会化」と言われる中で安心して子供を生み育てられるよう天王地区に地域子育て支援センターを設置し、子育て家庭に対する育児相談や情報提供、保護者への支援を積極的に行います。また、個々で子育て活動しているグループや育児サークルが効果的に連携し、地域や社会全体で子育て支援ができるようネットワークの構築を図ってまいります。

保育園・幼稚園については、生涯にわたる人間形成の基礎を培う重要な時期でありますので、安全に楽しく園生活が送れるよう、保育内容や教育環境の充実に努めるとともに、臨時保育士の待遇改善を図り、多様化する保育ニーズにこたえてまいります。

一方、園によって待機児童がいたり、定員に満たない園児数であったり、地域によって差異が生じている現状を踏まえ、幼保一体化に向けた今後の施設のあり方や整備方針について引き続き検討致します。さらに、こうした子育て支援や幼児教育推進の指針となる次世代育成支援行動計画の後期計画が平成22年度にスタートすることから、これまでの計画の見直しとアンケート調査を実施致します。

#### 【学校教育の充実】

児童生徒の学力向上のために、市教育委員会に指導主事や教育専門監を増員し、学校の教科指導を支援する教科協力員を新たに配置することにより指導体制を強化してまいります。さらに、県教育委員会との連携ならびに小・中学校の連携を推進することにより教員の指導力の向上に努めるとともに、家庭や地域との連携を一層図ることにより児童生徒の望ましい学習習慣を確立するようにその支援に努めてまいります。

また、障害のある児童生徒に対しては、その教育的ニーズを把握して適切な指導ときめ細かい支援ができるように支援員等のサポート体制を確立し、特別支援教育の充実に努めてまいります。

次に、潟上市の自然や文化、人々に触れる体験活動を重視し、児童生徒の見方や考え方を養い、豊かな心や態度、健康な体を育てるように、小学校においては環境教育、中学校においてはキャリア教育やボランティア活動などを推進し、心の教育の充実に努めてまいります。

なお、学校や児童生徒のためのこれまで取り組んでまいりました「地域ぐるみ学校安全体制整備推進事業」を引き続き実施し、授業中や部活動中に心不全などを起こす子供を救命するため、潟上市内小・中学校10校すべてにAED（自動体外式除細動器）を設置し、一層の安全・安心に努めてまいります。

## 6. さわやかな笑顔を育む文化・スポーツの推進

### 【生涯スポーツの振興】

今年の『秋田わか杉国体』では、本市において「相撲競技」と「レスリング競技（少年男子）」が行われ、民泊協力会や民泊受入家庭をはじめ各種の団体、ボランティア、生徒児童園児など、たくさんの方々からご協力をいただき、大会を支えていただきました。スポーツを通じた世代間交流は、潟上市民の元気を発信し、次代を担う子供たちにも大きな夢を与えるものと考えております。市民誰もが気軽にスポーツを楽しみ、健康づくりに汗を流しながら地域間交流がより活発になるよう、本市体育協会の組織強化と生涯スポーツの振興を図りながら、市民の健康づくりをサポートするスポーツ事業を推進してまいります。

また、老朽化が顕著な社会体育施設の環境整備にも努めてまいります。

夢に向かって汗を流す青少年の健全育成を図る観点から、本市スポーツ少年団の果たす役割は大きなものがあります。各スポーツ少年団および各指導者と連携し、将来の潟上市を担う子供たちの健全育成に真摯に取り組むたいと考えております。

## 7. とともに支え温かにふれあえる交流と連携のまちづくり

### 【公共交通について】

バス路線は地域住民の日常生活に必要な交通機関として重要な役割を果たしております。

本市の公共交通は、鉄道網と並行して民間路線バス、マイタウンバスにより網羅されておりますが、バス運行についてはご承知のとおり全国的に民間事業者の不採算バス路線の運行廃止が続いております。本市においても運行路線である男鹿温泉線（1往復）と大潟西線（1往復）について廃止申請があり、2月5日地域公共交通会議を開催し、意見をいただいております。

また、本市においては昭和地区・天王湖岸地区は既に路線廃止され、現在は旧町から引き継いだ代替バスとしてのマイタウンバスを民間業者に委託して運行しておりますが、年々利用者が減少傾向にあること、マイタウンバスの更新時期にあることを勘案し、市全体の地域公共交通について、より利便性の向上を図るための運行のあり方、また合併による地域間の連携や交流の促進をも視野に入れながら、地域公共交通会議において検討してまいります。

### 【地域自治の振興について】

合併後の地域自治の振興については、3地区の自治会組織が一緒になり潟上市自治会連絡協議会連合会を設立し、各自治会がそれぞれの地域の特徴を生かしながら活動を展開しております。

自治会育成助成金については、平成20年度から各自治会の理解を得て、統一した交付基準で補助金を交付することと致しました。行政と自治会等団体と、ともに手を携え、市民協働の住みよい地域づくりを進めてまいります。

### 【市史の編纂について】

合併前の平成15年度から天王町史の編纂のため資料収集等に努めておりましたが、平成21年度の発刊にめどがつかしましたので、平成20年度は具体的な編集作業に取り組みます。また、この後は「潟上市史」として編纂すべく、資料収集・保存に努めてまいります。

### 【電算機器の更新について】

本市の事務用電算機器については、計画的な更新が必要となっております。現在パソコン467台、サーバ35台、プリンタ131台を保有しておりますが、特にパソコンについては、平成13年度以前に導入した機器は不具合の発生率が高く更新が必要となっているほ

か、平成26年度から基本ソフトウェアが大幅に変わり、平成16年度以降に購入したものでその対応が厳しいと考えております。そのため現在のパソコンをそれに対応できる機器に年次計画を立て更新を図ってまいります。

#### 【表彰式典について】

さて、平成20年3月には合併4年目を迎えます。私は常々心の合併こそが重要であると申し上げてまいりました。

市民皆様のこれまでの功績をたたえ、潟上市の限りない発展を誓い合うために平成20年11月に表彰式典を挙行政致したいと存じます。

本定例会に名誉市民条例（案）ならびに表彰条例（案）を提出しておりますので、宜しくご審議のほどお願い致します。

#### 【職員の人事交流、派遣について】

職員の人材育成を図るため、他自治体への人事交流を行います。

平成20年度は幼保一体教育の充実を図るため、先進的に取り組んでいる井川町と保育士の人事交流を行うものです。また、秋田県からの要望もあり、本市職員の人材育成とあわせ、県市町村課に派遣することと致しました。いずれも派遣期間は1年ですが、今後もその成果を検証しながら職員交流を進めてまいります。

最後に、昨年は国体色に包まれ、夢と感動のシーンに出会うことの多い年でありました。全国に広がる相撲・レスリング関係者との新たな交流が育まれておりますことをうれしく思います。潟上市民の真骨頂とも言える「真心、心意気」が見事に開花したものであります。この国体で培った貴重な体験や交流を今後のまちづくりに生かしていくことが何よりも重要であると心しております。

まちをつくるのは、市民一人一人のまちづくりへの熱い情熱であります。昨今、殺伐とした事件・事故があまりにも多いことに愕然と致しますが、地域の安全安心のための子供を守る会などの自主的な活動や自治会を中心とした地域づくり運動などは、行政と地域、住民との協働による新しい地域づくり活動であり、こうした活動をより進めてまいります。

地方分権と三位一体改革をはじめとした行財政の厳しい時代は今後も続きますが、このような時代にこそ、それぞれがいかに自らの居場所を耕し、深く掘るか、ここにまちづくりの夢を求めて、着実に前進していくことが重要であります。

平成17年4月、潟上市初代市長に就任してから、はや最終年度を迎えました。この間、

秋田県種苗交換会、秋田国体と大事業に携わらせていただきました。こうした歴史的事業への巡り合わせに対し、責任と誇りと、運命さえも感じております。

市民皆様から潟上市のまちづくりの夢を託された者として、人と地域、行政が一体となって、より住民一人一人が生きがいを持ち、心豊かに暮らせる地域社会の実現を目指し、粉骨砕身、前進あるのみと肝に銘じ、山積する課題に積極果敢に対処してまいります。

また、地方経済の活性化を目指すなど、国の「特区や地域再生」の動きが本格化する中、地方自治体間の生き残りをかけた競争が始まっております。こうした地域再生などで大事なことは、何よりも政策形成能力であります。自治体としての政策形成能力を高めるためには、徹底した情報収集や分析を行い、地域住民の視点に立った政策研究を行える能力を高めていかなければなりません。私をはじめ市職員は、市民の日々の暮らしなどにかかわる満足度を高めていくための不断の努力と気概が求められております。私自身の給料も、また職員の給料も市民の血税であることに襟を正して、公僕としての使命感のもとに日々、行政改革、意識改革の気持ちを持って、行政運営に当たってまいります。

今、この壇上に立ち、心に強く染み入る遺訓があります。郷土潟上市が生んだ農聖石川理紀之助翁の「何よりも得がたいのは信頼である。進歩とは厚い信頼でできた巢の中ですくすくと育つのだ」。先の通常国会で福田内閣総理大臣が述べたものであります。

私もまた、信頼という2文字を潟上市政の中につくりたいと念じてやみません。

私の一貫した政治姿勢は現場主義を旨とした「市民の目線に立った行政運営」にあります。先に申し述べました施策等を積極的かつ着実に推進するとともに、予算執行に当たっては公私の区別を明確にして総合発展計画に盛り込んだ事業であっても、その時々で議会や市民の皆さんとご相談しながら柔軟に判断し「できること、できないこと」の説明責任を果たし、職員共々、毅然かつ真摯に取り組んでまいります。

以上、市政運営における所信の一端と主要施策等について申し述べましたが、議会ならびに市民各位には今後とも格別のご支援とご指導を賜りますよう切にお願い申し上げ、私の施政方針と致します。ありがとうございました。

○議長（藤原幸作） これで市長の施政方針説明を終わります。

暫時休憩します。再開は11時とします。

午前10時50分 休憩



.....

午前11時00分 再開

○議長（藤原幸作） 休憩前に引き続き会議を再開致します。

【日程第5、議案第4号 潟上市名誉市民条例（案）について から 日程第15、議案第14号 潟上市中小企業振興融資あっせんに関する条例の一部を改正する条例（案）について】

○議長（藤原幸作） 日程第5、議案第4号、潟上市名誉市民条例（案）についてから日程第15、議案第14号、潟上市中小企業振興融資あっせんに関する条例の一部を改正する条例（案）についてまでを一括議題とします。

議案の朗読を省略します。

議案第4号から議案第14号までについて、当局より説明理由を一括して説明を求めます。肥田野総務部長。

○総務部長（肥田野耕二） おはようございます。

それでは、ただいま上程されました議案第4号から議案第14号までの11件、制定が3件、一部改正が8件でございます。一括してご説明したいと思います。

はじめに、各条例につきましては、すべて本日の28日の提出となっております。潟上市長石川光男となっておりますので、議案書の方の朗読は割愛させていただきたいと思っております。主な説明のみをさせていただきたいと思っておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

それでは、議案第4号、潟上市名誉市民条例（案）についてですが、これについては合併時に表彰条例が既に規定しておりますが、名誉市民として称号を贈ることから、現行の条例から次の第5号の議案の関係を切り離して今回制定するというものでございます。

議案第4号については、本案は1条から5条までの条文構成となっております。2条において名誉市民の選定として、表彰審議会に諮り、議会の同意を得て決定するものとしております。3条は待遇関係の条文として（1）から（4）までの構成となっております。

次に、議案第5号について申し上げます。

潟上市表彰条例（案）についてですが、本案は1条から9条までの条文構成となっております。今までの条例は有功者表彰、功労者表彰、議員功労者表彰、名誉市民表彰とい

う4段階の内容となっていたものでございますが、これを功労者表彰として表彰し、その区分を第2条に規定し、表彰は表彰状、記念品、記章を添えるものとしたものでございます。表彰の時期は、先ほどの市長の施政方針にもありましたとおり、文化の日に行うものとしておりますが、場合によって必要に応じて他の期日に行うことができるようにしたものでございます。

次に、議案第6号、潟上市後期高齢者医療に関する条例（案）についてでございますが、健康保険法等の一部を改正する法律が平成18年6月21日に公布されたことに伴い、老人保健法を高齢者の医療の確保に関する法律に改め、平成20年4月1日施行による後期高齢者医療制度に関する事項を定めるため関係条例を制定するものであります。

本条例では、市が行う後期高齢者医療の事務、保険料の徴収方法及び納期等について規定したものでございます。

次に、議案第7号、潟上市個人情報保護条例の一部を改正する条例（案）についてでございます。

昭和22年法律第18号の統計法の全部を改正した統計法が平成19年5月23日に公布されたことに伴い、条例の適応除外とする個人情報について、旧統計法により規定されていた部分を新統計法に基づく規定に改め、また、統計報告調整法の廃止により関連する部分を削除するものでございます。

施行日は、統計法公布日から起算して2年を越えない範囲内において、政令で定める日程となっておりますが、定めるものでございます。

議案第8号、潟上市公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例（案）についてであります。平成20年4月1日付で天王商工会及び昭和飯田川商工会の合併によりまして、潟上市商工会が本年4月から誕生することによりまして、派遣先に関する部分を改正するものであります。

また、有限会社法が廃止されたことにより、特定法人の定義から「有限会社」を削るものであります。

次に、議案第9号、潟上市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例（案）についてでございますが、職員の赴任に伴う住所または居所の移転に際し、移転料、着後手当、扶養親族手当について規定し、あわせて関連する部分を改正するものであります。

参考に、移転料の額については、県職員及び県内他市の例によりまして設定し、東京都の場合は24万8,000円になります。単身の場合は2分の1で12万4,000円となるもので

ございます。

次に、議案第10号、潟上市手数料条例の一部を改正する条例（案）についてでございますが、総務省より住民基本台帳カードの普及を図るため、カード交付手数料を無料化した場合、平成20年度から平成22年度の3年間に限り、特別交付税措置が拡大される旨の通知が入り、これを受けた本市はさらなる普及促進を図るために経過措置により当分の間、カード交付手数料を徴収しないとする改正を行うものであります。

施行日は、平成20年4月1日からとなります。

次に、議案第11号、潟上市昭和デイサービスセンター設置条例の一部を改正する条例（案）についてでございますが、今般の医療制度改革において老人保健法の一部が改正されまして、市が担ってきた老人保健事業のうち40歳から65歳未満の住民に対する機能訓練が健康増進法第17条に位置づけられたため、条例関係の部分を整理し、改正するものでございます。

施行日は、本年4月1日からとなります。

次に、議案第12号、潟上市国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）についてでございますが、健康保険等の一部を改正する法律の施行に伴いまして葬祭費においても出産育児一時金と同様の給付調整に関する規定が必要となるため条例の関係部分を改正するものであります。

これについても施行日は本年4月1日からとなるものでございます。

次に、議案第13号、潟上市介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例（案）についてでございますが、見出しについては、附則を改正するために「一部を改正する」と条例を二重に使ってございます。

内容については、平成19年12月12日付で税制改正に伴う介護保険料の激変緩和措置を平成20年度まで延長する政令が公布されたため、平成18年改正条例附則の関係部分を改正するものであります。

同じく施行は本年4月からとなっております。

次に、議案第14号、潟上市中小企業振興融資あっせんに関する条例の一部を改正する条例（案）についてでございますが、これについては平成19年12月1日より責任共有制度が導入され、金融機関に2割の責任分担が発生したことに伴い、小口零細企業保証制度の新設により保証協会の100%保証で貸し付けができ、円滑な融資が図られるということでございます。また、あわせて貸付限度額及び期間の見直しをする必要があるため、

条例の関係部分を改正するものであります。

これについても本年4月からとなります。

なお、参考資料として皆さんの方に新旧対照表を現在の条例とあわせたものを配付しております。参考にしていただければと思います。

以上で条例11議案の説明を終わります。

○議長（藤原幸作） これで説明を終わります。

【日程第16、議案第15号 平成19年度潟上市一般会計補正予算（第11号）（案）について から 日程第26 平成19年度潟上市水道事業会計補正予算（第5号）（案）について】

○議長（藤原幸作） 日程第16、議案第15号、平成19年度潟上市一般会計補正予算（第11号）（案）についてから日程第26、議案第25号、平成19年度潟上市水道事業会計補正予算（第5号）（案）についてまでを一括議題とします。

議案の朗読を省略します。

議案第15号から議案第25号までについて、当局より提案理由を一括して説明を求めます。肥田野総務部長。

○総務部長（肥田野耕二） それでは、議案第15号から議案第25号までの11件について、一括してご説明したいと思います。

なお、議案書については割愛させていただきたいと思います。

それでは、議案第15号、平成19年度潟上市一般会計補正予算（第11号）（案）についてですが、これについては歳入歳出それぞれ4億3,672万8,000円を追加し、歳入歳出それぞれ126億1,440万4,000円とするものであります。

主な内容と致しましては、第2表の債務負担行為補正は、農業経営基盤強化資金利子補給費補助金にかかわる債務負担行為を期間平成20年度から平成38年度まで、限度額90万円と致しまして新たに債務負担行為を設定するものであります。

次に、第3表の地方債補正は、事業費の確定に伴い、それぞれ限度額を減額するものであります。

次に、歳入の主なものについてご説明申し上げます。

1款1項2目法人分は1億円の増額であります。これは大幅に法人税が伸びた法人が3社ございます。その増によるものでございます。

1款7項1目入湯税は398万4,000円の減額であります。これは天王温泉くらの源

泉浚渫工事期間40日間でしたが、この間、入湯税が入ってこないことによる減額となるものでございます。

8款地方特例金ですが、特例交付金は800万9,000円の減額であります。これは額の確定によるものであります。

9款1項1目地方交付税は3億5,880万6,000円の増額であります。これは普通交付税でございます。予算計上済額と交付決定額との差額で、今回その全額を予算計上するものでございます。

次に、13款1項1目民生費国庫負担金は1,880万9,000円の減額であります。実績見込みにより減額するものでございます。

次に、14款2項1目総務費県補助金は266万4,000円の増額であります。これはマイタウンバス運行維持費補助金及び生活路線維持費補助金にかかわるものでございます。

次に、14款6目ですが、教育費県補助金は183万9,000円の増額であります。これは国体開催にかかわる交付金の額の確定による追加分であります。

18款繰越金は199万8,000円の増額であります。これは前年度の繰り越しで全額を計上しておるものでございます。

20款市債は6ページの第3表の地方債補正とちかいますので、説明は省略したいと思います。

次に、歳出について主なご説明を申し上げます。

2款1項12目生活交通費は128万8,000円の増額であります。これはマイタウンバス運行費補助金及び生活バス路線維持費補助金であります。

2款1項17目の基金費は4億4,841万7,000円の増額であります。これは基金の積立金でございます。主なものは財政調整基金3億8,802万6,000円でございます。そのほか市役所庁舎建設基金として6,000万円でございます。

2款2項1目賦課管理費は1,024万1,000円の増額であります。これは固定資産税にかかわる賠償金が572万3,000円、過誤納還付金加算金が451万8,000円あります。どちらも2件分にかかわるものであります。

3款1項2目障害者福祉費は1,938万7,000円の減額であります。これは実績見込みによる減額でございます。同じく3目の福祉医療費給付費は844万8,000円の増額であります。これは福祉医療費を実績見込みにより増額しております。同じく4目の老人保健医療費は1,868万円の増額であります。主なものは後期高齢者医療電算導入及び改修

委託料でございます。

3款3項生活保護費は1,000万円の減額であります。これは生活扶助費を実績見込みにより減額しております。

9款消防費は1,153万6,000円の減額であります。これは湖東地区および男鹿地区消防一部事務組合負担金の額の確定によるものでございます。

10款7項4目国体事務局費は1,500万円の減額であります。これは国民体育大会実行委員会補助金を実績により減額するものでございます。

12款1項1目元金は494万円の減額であります。これは公的資金の繰上償還として財政融資資金1件、公営企業金融公庫資金6件を申請しておったところでございますが、このうち公営企業金融公庫資金の3件については、本年度の繰上償還が認められなかったためのものでございます。

次に、議案第16号の各特別会計補正予算関係をご説明します。

議案第16号、平成19年度潟上市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）、これについては歳入歳出それぞれ4,901万8,000円を追加し、歳入歳出それぞれ35億9,558万2,000円とするものでございます。

次に、議案第17号、平成19年度潟上市老人保健特別会計補正予算（第3号）、これについては歳入歳出それぞれ7,609万4,000円を追加し、歳入歳出それぞれ35億8,263万7,000円とするものであります。

主なものは、決算見込みから医療給付費を増額しているものでございます。

次に、議案第18号、平成19年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）について申し上げます。

平成19年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）については、保険事業勘定では歳入歳出予算の総額に、それぞれ2,147万4,000円を追加し、歳入歳出それぞれ22億5,061万9,000円とするものでございますが、介護サービス事業勘定では歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ959万5,000円を減額しまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ454万7,000円とするものでございます。

次に、議案第19号、平成19年度潟上市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）でございますが、歳入歳出それぞれ631万7,000円を減額しまして、歳入歳出それぞれ1億8,238万6,000円とするものでございます。これは申請していた公的資金の繰り上げの償還の中で公営企業金融公庫資金の1件について今年度の繰上償還が認められなかった

ための減額であります。

次に、議案第20号について申し上げます。平成19年度潟上市下水道事業特別会計補正予算（第3号）。

これについては、歳入歳出それぞれ2,393万4,000円を減額し、歳入歳出それぞれ19億6,643万7,000円とするものであります。これについても主なものは申請していた公的資金の繰上償還の中で公営企業金融公庫資金の4件について今年度の繰上償還が認められなかったための減額であります。

次に、議案第21号、平成19年度潟上市豊川財産区特別会計補正予算（第1号）について申し上げます。

歳入歳出それぞれ712万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ191万4,000円とするものであります。

次に、議案第22号、平成19年度潟上市下虻川財産区特別会計補正予算（第1号）について申し上げます。

歳入歳出それぞれ844万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ151万7,000円とするものでございます。

次に、議案第23号について申し上げます。平成19年度潟上市和田妹川財産区特別会計補正予算（第1号）ですが、歳入歳出それぞれ37万7,000円を追加し、歳入歳出それぞれ92万1,000円とするものでございます。

議案第24号、平成19年度潟上市飯塚財産区特別会計補正予算（第1号）について申し上げます。

歳入歳出それぞれ39万7,000円を追加し、歳入歳出それぞれ91万4,000円とするものであります。

議案第25号について申し上げます。平成19年度潟上市水道事業会計補正予算（第5号）について申し上げます。

これについては、収益的収入においては1,444万4,000円の減額で、主なものは決算見込みから水道料金を減額するものであります。収益的支出においては3万4,000円の減額で、主なものは牛坂・追分地区受水費の増額と職員の異動に伴う人件費の減額でございます。

以上が補正予算でございます。

○議長（藤原幸作） これで説明を終わります。

【日程第27、議案第26号 平成20年度潟上市農業集落排水事業特別会計への繰り入れについて から 日程第29、議案第28号 平成20年度潟上市合併処理浄化槽事業特別会計への繰り入れについて】

○議長（藤原幸作） 日程第27、議案第26号、平成20年度潟上市農業集落排水事業特別会計への繰り入れについてから日程第29、議案第28号、平成20年度潟上市合併処理浄化槽事業特別会計への繰り入れについてまでを一括議題とします。

議案の朗読を省略します。

議案第26号から議案第28号までについて、当局から提案理由を一括して説明を求めます。肥田野総務部長。

○総務部長（肥田野耕二） それでは、議案第26号から議案第28号までを一括してご説明を申し上げたいと思います。

議案第26号の平成20年度潟上市農業集落排水事業特別会計への繰り入れから3案については、一般会計から繰り入れをするということをごさいます、簡単にご説明します。

議案第26号については1億2,736万5,000円の繰り入れをするというものでございます。

議案第27号につきましては7億873万2,000円以内で繰り入れをするということをごさいます。

次の議案第28号につきましては267万1,000円以内で繰り入れをするというものでございます。

以上が繰り入れ関係の議案でございます。

○議長（藤原幸作） これで説明を終わります。

【日程第30、議案第29号 平成20年度潟上市一般会計予算（案）について から 日程第44、議案第43号 平成20年度潟上市水道事業会計予算（案）について】

○議長（藤原幸作） 日程第30、議案第29号、平成20年度潟上市一般会計予算（案）についてから日程第44、議案第43号、平成20年度潟上市水道事業会計予算（案）についてまでを一括議題とします。

議案の朗読を省略します。

議案第29号から議案第43号までについて、当局より提案理由を一括して説明を求めます。肥田野総務部長。

○総務部長（肥田野耕二） それでは、議案第29号から議案第43号までの各会計の当初予算についてご説明を申し上げたいと思います。



これにつきましては、先の全員協議会の中で概要関係を提出しておりました。概要関係については内容等いろいろありますが、まず、資料については一つは当初予算の総括表、それから2つめは性質別の歳入予算表、3つめは歳出の性質別予算、4つめは特別会計、あるいは企業会計関係の予算が入っております。5つめは基金現在高、6つめが主な事業として先ほど市長から概要の事業等について潟上市総合発展計画の中の基本目標に沿った事業を説明しておられます。そういう意味で大変恐縮でございますが、概要をこれから説明してまいります、簡潔にして説明したいと思います。

まず、平成20年度潟上市一般会計予算の総額は、歳入歳出とも116億7,300万円でございます、前年度当初予算比6,500万円の約0.6%の減額となっております。

主な内容についてご説明したいと思います。

歳入について、市税は26億2,592万5,000円で前年比622万8,000円、約2.3%の増額でございます。次に、地方交付税につきましては54億7,860万円で前年度比9,780万円、約1.8%の増額で見込んでおります。このうち普通交付税につきましては51億8,560万円で前年比1億9,840万円、約4.0%の増額で見込んでおります。また、特別交付税につきましては、合併に伴う包括分が平成19年度で終了することなどから、前年度比1億60万円の約25.6%の減額でございます。次に、県支出金でございますが7億7,619万8,000円で前年度比4.6%の減額となっております。繰越金は6,000万円でございます、前年度比70%の大幅な減となっております。市債は前年比で4,810万円で約9.1%の減額となっております。

以上で歳入関係を終わりたいと思います。

次に、歳出について申し上げたいと思います。

総務費でございますが、13億3,519万8,000円で約7.5%の増額となっております。民生費は38億3,035万8,000円となっております、前年度比約3.4%の増額となっております。衛生費は8億2,997万円で0.3%の減額となっております。農林水産業費は3億6,376万1,000円で約2.6%の減額となっております。土木費は12億8,713万6,000円で約10.3%の増額となっております。教育費は11億995万7,000円で前年度比約21.2%の減額となっております。今回、災害復旧費を200万円で、合併してから毎年水害等の災害が発生していることから、災害復旧費委託料を今当初から予算計上をしております。公債費につきましては17億5,028万9,000円でございます、前年度比4.4%の減額となっております。

歳出の関係の性質別については資料についておりますので、記載のとおりでございます。

最後に、特別会計関係をあわせて申し上げたいと思います。

特別会計および企業会計につきましては、13の特別会計と水道事業の企業会計を合わせた総額は94億9,741万7,000円でございます。前年度と比較すると25億3,317万5,000円、約21.1%の大幅な減額となっております。これは主に制度が改正され、平成20年4月に老人保健医療制度から後期高齢者医療制度へと移行することで医療費の支払いが市から後期高齢者医療広域連合に移行することなどによるものでございます。

以上が概要からの主な説明でございます。

参考までに、当初予算には500万円以上の工事箇所を図面を皆様に配付しておりますので、参考にしていただければと思います。

以上で当初予算の関係の各会計の説明を終わります。

○議長（藤原幸作） これで説明を終わります。

【日程第45、同意第1号 人権擁護委員候補者の推薦について】

○議長（藤原幸作） 日程第45、同意第1号、人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

議案の朗読を省略します。

同意第1号について、提出者の説明を求めます。石川市長。

○市長（石川光男） 同意第1号、人権擁護委員候補者の推薦について。

下記の者を人権擁護委員の候補者に推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものであります。

記

住 所 潟上市飯田川和田妹川字坂ノ下38番地

氏 名 菊地富保

生年月日 昭和22年1月1日

平成20年2月28日提出 潟上市長 石川光男

提案理由 平成19年11月30日付で人権擁護委員の加藤壽雄氏が退任したので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を聞いて候補者を推薦しなければならないものであります。

加藤さんの退任の理由は病気のためです。

菊地さんの略歴については、皆様のお手元に配付しておりますが、昨年、県庁を退職した方で大変物事について熱心な方であるということで、人権擁護委員として適任であると思って推薦したわけでございますので、宜しくお願ひ申し上げます。

○議長（藤原幸作） これから同意第1号について質疑を行います。質疑ありませんか。  
（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから同意第1号を採決致します。本件は、これに同意することに賛成の方は起立願ひます。

（賛成者起立）

○議長（藤原幸作） 起立全員です。したがって、同意第4号は同意することに決定しました。

【日程第46、陳情第1号 特別支援教育支援員の配置に関する陳情書 から 日程第49、陳情第4号 後期高齢者医療制度に対する広域連合への意見書の提出を要請する陳情書】

○議長（藤原幸作） 日程第46、陳情第1号から日程第49、陳情第4号までを一括議題とします。

陳情の朗読と説明を省略します。

ただいま提案された陳情第1号から陳情第4号については、去る2月26日の議会運営委員会において、お手元に配付の請願・陳情一覧のとおり各常任委員会に付託することに致しました。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 異議なしと認めます。したがって、陳情第1号から陳情第4号については、各常任委員会に付託することに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。本日は、これで散会します。

なお、3月4日火曜日午前10時より本会議を再開しますので、ご参集願ひます。

どうも御苦労さまでございました。

---

午前11時34分 散会

